

農村整備計画センター建設工事請負等指名業者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県建設工事指名業者選定要領に定めるほか、農村整備計画センターが発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量及び施設維持管理の委託（以下「建設工事等」という。）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 建設工事等の入札・契約事務の適正な執行のため、農村整備計画センターに農村整備計画センター建設工事請負等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は次のとおりとする。ただし、法令又は要綱等（農林部長が決裁したものに限り）で契約相手が特定されるものは除く。

- (1) 建設工事等の指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
- (2) 建設工事等の一般競争入札の入札参加条件に関すること。
- (3) 建設工事等の随意契約（埼玉県財務規則別表第2の「様式の区分」欄の支出負担行為兼支出命令書に区分されているものを除く。）の見積書徴収に関すること。
- (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、会長、及び委員（副会長1名含む）をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をこれに充てる。

- 2 会長は、委員会を総理し、会長に事故があるときは副会長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が委員会の審議の議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。
- 4 会長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 会長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

第7条 第3条各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その建設工事等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

- (1) 埼玉県業者情報管理システムによる指名選定資料（内申書）
- (2) 一般競争入札の公告文(案)
- (3) 入札参加者等の選定理由を記載した資料
- (4) 会長又は内申者が必要と認めた資料
- (5) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、農村整備計画センター所長が決定する。

(秘密の保持)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、農村整備計画センターにおいて情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第7条各号の資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、農村整備計画センター副所長が行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、農村整備計画センター所長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年3月10日から施行する。

2 埼玉県農村整備計画センター調査業務等委託指名業者選定委員会要綱は、平成26年3月9日をもって廃止する。

3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

	委員の職名
会 長	農村整備計画センター 所長
委 員（副 会 長）	農村整備計画センター 副所長
委 員	農村整備計画センター 水利・農地整備担当部長
委 員	農村整備計画センター 利根中央水利調整管理担当部長
委 員	農村整備計画センター 総務担当課長

